

日 薬 業 発 第 464号
令 和 7 年 3 月 4 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 渡邊 大記

要指導医薬品として指定された医薬品について

標記について、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課から別紙のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、製造販売が了承された、モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物について、令和7年2月25日付で製造販売承認がされ、要指導医薬品に指定されたものです。

つきましては貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和7年2月25日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和7年厚生労働省告示第36号）が本日告示され、別表の医薬品が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

なお、別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshidoiyakuhin.html>)

において掲載することとしております。

(別 表)

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間 (予定)
モメタゾンフランカル ボン酸エステル水和物	ナゾネックス点鼻薬<季 節性アレルギー専用> ナザール NX<季節性アレ ルギー専用>	佐藤製薬株式会社	令和7年2月25日	安全性等に関する製造販 売後調査期間 (3年)